

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

(1) 一般公衆浴場 同時に多数人を入浴させるための公衆浴場(法第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。)であって、性別ごとにそれぞれ1個以上の浴室が設けられ、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。

(2) その他の公衆浴場 公衆浴場のうち一般公衆浴場以外のものをいう。

(一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準)

第3条 法第2条第3項の条例で定める基準は、一般公衆浴場に限り、法第2条第1項の規定により許可を受けた者が設置する他の一般公衆浴場からの距離が220メートル以上であることとする。

2 市長は、土地の状況、人口密度その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項に規定する基準を緩和することができる。

(入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準)

第4条 法第3条第2項の条例で定める基準は、一般公衆浴場にあつては別表第1、その他の公衆浴場にあつては別表第2のとおりとする。

2 市長は、公衆浴場に係る建物、土地等の状況その他の事情により前項に規定する基準によることが適当でないと認めるときは、当該公衆浴場の入浴者の衛生及び風紀の維持のために必要な措置を別に定めることができる。

(営業者の死亡等の届出)

第5条 営業者(法第2条の2第1項に規定する営業者をいう。以下同じ。)が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき 当該営業者に係る戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者

(2) 合併以外の理由により解散したとき その清算人(破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月8日条例第8号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

(令3条例8・一部改正)

1 換気に関する基準	(1) 脱衣室及び浴室には、換気上有効な機械換気設備又は窓等を設けること。 (2) 炭酸ガスを発生させる温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を使用する浴室内を除き、空気を清浄に保ち、かつ、空気中の炭酸ガスの含有率は、1,000,000分の1,500以下に保つこと。
2 照明に関する基準	脱衣室及び浴室には、床面において50ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。
3 保温に関する基準	脱衣室及び浴室は、脱衣及び入浴に支障がない温度に保つこと。

4 清潔に関する基準

- (1) 十分な量の水及び湯を浴用に供すること。
- (2) 浴槽内の湯及び給水栓(シャワーを含む。以下同じ。)から供給される湯の温度は、常に摂氏38度以上に保つこと。
- (3) 再利用をするために浴槽水(浴槽内の水又は湯をいう。以下同じ。)を浴槽とその付属設備との間で循環させる設備(以下「循環設備」という。)を設ける場合は、浴槽水をろ過器でろ過し、かつ、レジオネラ症の発生を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 1週間に1回以上浴槽水を完全に排水して浴槽を清掃すること。
 - イ 1週間に1回以上ろ過器を洗浄すること。
 - ウ 循環設備から浴槽内に供給される水及び湯は、遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保持するように塩素系薬剤を使用して消毒すること。ただし、循環設備から浴槽内に供給される水又は湯の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用することが適当でない場合は、塩素系薬剤を使用する場合と同等以上の殺菌効果を有する方法により消毒すること。
 - エ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度等を定期的に測定し、その結果の記録をその測定の日から3年以上保管すること。
- (4) 循環設備を設けない場合は、毎日浴槽水を完全に排水して浴槽を清掃すること。
- (5) 給水栓等から供給される水及び湯(循環設備から浴槽内に供給されるものを除く。以下「浴用の水」という。)は、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用するときは、次に掲げる基準に適合させること。
 - ア 色度は、5度以下であること。
 - イ 濁度は、2度以下であること。
 - ウ 水素イオン指数は、5.8以上8.6以下であること。
 - エ 全有機炭素の量は、1リットルにつき3ミリグラム以下であること(有機物に係る指標として全有機炭素の量を使用することが適当でない場合は、過マンガン酸カリウムの消費量が1リットルにつき10ミリグラム以下であること。)
 - オ 大腸菌は、検出されないこと。
 - カ レジオネラ属菌は、採取した浴用の水100ミリリットル中に検出されないこと。
- (6) 浴槽水は、次に掲げる基準に適合させること。
 - ア 濁度は、5度以下であること。
 - イ 全有機炭素の量は、1リットルにつき8ミリグラム以下であること(有機物に係る指標として全有機炭素の量を使用することが適当でない場合は、過マンガン酸カリウムの消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。)
 - ウ 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下であること。
 - エ レジオネラ属菌は、採取した浴槽水100ミリリットル中に検出されないこと。
- (7) 浴用の水(水道水以外の水を使用する場合に限る。)にあつては第5号アからカまで、浴槽水にあつては前号アからエまでに掲げる基準に適合しているかどうかの検査を1年に1回以上行い、その結果の記録をその検査の日から3年以上保管すること。
- (8) 入浴設備について、次に掲げる入浴設備の区分に応じ、当該アからオまでに掲げる措置を講ずること。
 - ア 水位計配管 定期的に清掃し、消毒すること。
 - イ シャワー 定期的に清掃し、消毒すること。
 - ウ 集毛器 毎日清掃し、定期的に消毒すること。
 - エ 気泡発生装置等(浴槽水中に微小な気泡又は水粒を発生させる装置をいう。) 定期的に清掃し、消毒すること。
 - オ アからエまでに掲げる入浴設備以外の入浴設備 定期的に清掃し、消毒することその他の市長が衛生管理上必要と認める措置
- (9) 建物内及びその周辺は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- (10) ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (11) 入浴者に貸与され、又は譲渡されるタオル、くし等は、新しいもの又は消毒され、清潔に保たれたものとする。
- (12) 入浴者に譲渡され、又は貸与されるかみそりは、新しいものとする。
- (13) 入浴者に、浴槽内でタオル等を使用させず、及び浴室内で洗濯をさせないこと。

5 構造及び設備に関する基準	<p>(1) 脱衣室及び浴室その他の入浴設備(以下「浴室等」という。)は、性別ごとに区分し、その境界に隔壁を設けて、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、専ら一の家族その他の団体ごとに利用させる脱衣室及び浴室等(以下「家族風呂等」という。)を設ける場合は、外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>(3) 脱衣室及び浴室の出入口の幅は、0.9メートル以上とし、当該出入口には、引き戸を設けること。</p> <p>(4) 脱衣室の天井の高さは、床面から2.1メートル以上とし、床面積は、1室につき9平方メートル以上とすること。</p> <p>(5) 男子用脱衣室及び女子用脱衣室には、水道水が供給される流水式の洗面設備を設けること。</p> <p>(6) 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める措置を講ずること。</p> <p>ア 番台を設ける場合 次に掲げる措置</p> <p>(ア) 番台は、男子用脱衣室と女子用脱衣室との境界に設け、浴室の出入口の戸を番台から見通すことができる構造とすること。</p> <p>(イ) 男子用脱衣室と女子用脱衣室との間を往来することができる通り口をその境界に設ける場合は、当該通り口は、番台に接するように設け、かつ、当該通り口から脱衣室を相互に見通すことができない構造とすること。</p> <p>イ 番台を設けない場合 次に掲げる措置</p> <p>(ア) 脱衣室の出入口を見通すことができる場所に、当該脱衣室の利用の状況を把握するための設備を設けること。</p> <p>(イ) 脱衣室及び浴室の見やすい場所に、急病者の発生その他の不測の事態の発生を管理者等に通報するための装置を設けること。</p> <p>(7) 脱衣室には、衣類その他携帯品を入浴者ごとに区分して安全に保管することができる設備を設けること。</p> <p>(8) 浴室の天井の高さは、床面から2.1メートル以上とし、その床面積は、1室につき12平方メートル以上とすること。</p> <p>(9) 浴室の天井(結露を防ぐ構造であるものを除く。)は、付着した水滴が落下しないよう適切な勾配を設けること。</p> <p>(10) 浴室の床面は、耐水材料で造り、かつ、汚水が停滞せず、完全に汚水を排出することができる構造とすること。</p> <p>(11) 浴室には、床面積(浴槽部分を除く。)4平方メートルにつき、水を供給する給水栓(以下「水給水栓」という。)及び湯を供給する給水栓(以下「湯給水栓」という。)をそれぞれ1個以上設け、又は水及び湯を同時に供給することができる給水栓(以下「混合栓」という。)を1個以上設け、これらに水又は湯の区別を表示すること。</p> <p>(12) 浴室には、内のりの面積が2.1平方メートル以上、深さが0.5メートル以上で、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。</p> <p>(13) 熱気等を使用して入浴する入浴設備(以下「サウナ室」という。)を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 入浴者がサウナ室内の温度を外部から識別することができるようにすること。</p> <p>イ サウナ室内の熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に触れないようにすること。</p> <p>ウ サウナ室を適正に利用するための温度をサウナ室の利用者の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>エ 外部からサウナ室内を見通すことができる構造とすること。</p> <p>(14) 屋外に設置された浴槽を使用して入浴する入浴設備(以下「露天風呂」という。)を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 汚水が浴槽内に流入しない構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに付帯する通路に直接出入りすることができる構造とすること。</p> <p>(15) 温泉等を使用して入浴する入浴設備を設ける場合は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。</p> <p>(16) 性別ごとに区分された便所で清浄な水が供給される流水式の手洗設備を有するものを適当な場所に設けること。</p> <p>(17) 入浴者の履物類を適切に保管することができる設備を設けること。</p>
6 風紀に関する基準	<p>(1) 7歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次のいずれかに該当する場合を除き、男女を混浴させないこと。</p> <p>ア 夫婦が入浴する場合</p> <p>イ 7歳未満の児童及びその親が入浴する場合</p> <p>ウ 入浴に介助を要する者及びその家族が入浴する場合</p>
7 その他の基準	<p>(1) 付添人のいない老人、幼児等で単身での入浴が危険であると認められるもの及び泥酔者を入浴させないこと。</p> <p>(2) 入浴料及び市長が特に指示した事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。</p>

別表第2

(令3条例8・一部改正)

1 換気に関する基準	別表第1第1項各号に掲げる基準に適合すること。
2 照明に関する基準	別表第1第2項に規定する基準に適合すること。

3 保温に関する基準	別表第1第3項に規定する基準に適合すること。
4 清潔に関する基準	別表第1第4項各号に掲げる基準に適合すること。
5 構造及び設備に関する基準	<p>(1) 脱衣室及び浴室等(水着の着用を義務付けている浴室等を除く。)は、性別ごとに区分し、その境界に隔壁を設けて、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等を設ける場合は、外部から見通すことができない構造とすること。</p> <p>(3) 脱衣室の天井の高さは、床面から2.1メートル以上とし、その床面積は、浴室の広さに応じた適当な広さとする。</p> <p>(4) 浴室には、適当な数の水給水栓及び湯給水栓又は混合栓を設け、これらに水又は湯の区別を表示すること。</p> <p>(5) 温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等にその他の公衆浴場を設ける場合は、その浴室には、別表第1第5項第12号に掲げる基準に適合する浴槽を設けること。</p> <p>(6) サウナ室を設ける場合は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。</p> <p>(7) 施設の出入口付近にその利用の状況を把握するための設備を設けること。</p> <p>(8) 別表第1第5項第5号、第7号から第10号まで及び第13号から第17号までに掲げる基準に適合すること。</p>
6 風紀に関する基準	<p>(1) 水着を着用して入浴する場合を除き、7歳以上の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次のいずれかに該当する場合を除き、男女を混浴させないこと。</p> <p>ア 夫婦が入浴する場合</p> <p>イ 7歳未満の児童及びその親が入浴する場合</p> <p>ウ 入浴に介助を要する者及びその家族が入浴する場合</p>
7 その他の基準	別表第1第7項各号に掲げる基準に適合すること。